○商法

（明治三十二年三月九日
法律第四十八号）
（総理・各省大臣副署）

最終改正
平成二〇年六月六日号外法律第五七号（保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律一条による改正）

朕帝国議会ノ協賛ヲ経タル商法修正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
商法別冊ノ通之ヲ定ム
此法律施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
（明治三二年四月勅令一三三号により、明治三三・六・一六から施行）
明治二十三年法律第三十二号商法ハ第三編ヲ除ク外此法律施行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス

（別冊）

商法

目次

第一編　総則
　第一章　通則（第一条―第三条）
　第二章　商人（第四条―第七条）
　第三章　商業登記（第八条―第十条）
　第四章　商号（第十一条―第十八条）
　第五章　商業帳簿（第十九条）
　第六章　商業使用人（第二十条―第二十六条）
　第七章　代理商（第二十七条―第三十一条）
　第八章　雑則（第三十二条―第五百条）
第二編　商行為
　第一章　総則（第五百一条―第五百二十三条）
　第二章　売買（第五百二十四条―第五百二十八条）
　第三章　交互計算（第五百二十九条―第五百三十四条）
　第四章　匿名組合（第五百三十五条―第五百四十二条）
　第五章　仲立営業（第五百四十三条―第五百五十条）
　第六章　問屋営業（第五百五十一条―第五百五十八条）
　第七章　運送取扱営業（第五百五十九条―第五百六十八条）
　第八章　運送営業
　　第一節　総則（第五百六十九条）
　　第二節　物品運送（第五百七十条―第五百八十九条）
　　第三節　旅客運送（第五百九十条―第五百九十二条）
　第九章　寄託
　　第一節　総則（第五百九十三条―第五百九十六条）
　　第二節　倉庫営業（第五百九十七条―第六百八十三条）
第三編　海商
　第一章　船舶及ビ船舶所有者（第六百八十四条―第七百四条）
　第二章　船長（第七百五条―第七百三十六条）
　第三章　運送
　　第一節　物品運送
　　　第一款　総則（第七百三十七条―第七百六十六条）
　　　第二款　船荷証券（第七百六十七条―第七百七十六条）
　　第二節　旅客運送（第七百七十七条―第七百八十七条）
　第四章　海損（第七百八十八条―第七百九十九条）
　第五章　海難救助（第八百条―第八百十四条）
　第六章　保険（第八百十五条―第八百四十一条ノ二）
　第七章　船舶債権者（第八百四十二条―第八百五十一条）

第一編　総則

第一章　通則

（趣旨等）

第一条　商人の営業、商行為その他商事については、他の法律に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の定めるところによる。

2　商事に関し、この法律に定めがない事項については商慣習に従い、商慣習がないときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）の定めるところによる。

（公法人の商行為）

第二条　公法人が行う商行為については、法令に別段の定めがある場合を除き、この法律の定めるところによる。

（一方的商行為）

第三条　当事者の一方のために商行為となる行為については、この法律をその双方に適用する。

2　当事者の一方が二人以上ある場合において、その一人のために商行為となる行為については、この法律をその全員に適用する。

第二章　商人

（定義）

第四条　この法律において「商人」とは、自己の名をもって商行為をすることを業とする者をいう。

2　店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者又は鉱業を営む者は、商行為を行うことを業としない者であっても、これを商人とみなす。

第五条　未成年者が前条の営業を行うときは、その登記をしなければならない。

（後見人登記）

第六条　後見人が被後見人のために第四条の営

業を行うときは、その登記をしなければならない。

2　後見人の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（小商人）

第七条　第五条、前条、次章、第十一条第二項、第十七条第二項、第十七条第二項前段、第五章及び第二十二条の規定は、小商人（商人のうち、法務省令で定めるその営業のために使用する財産の価額が法務省令で定める金額を超えないものをいう。）については、適用しない。

第三章　商業登記

（通則）

第八条　この編の規定により登記すべき事項は、当事者の申請により、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）の定めるところに従い、商業登記簿にこれを登記する。

（登記の効力）

第九条　この編の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもって善意の第三者に対抗することができない。登記の後であっても、第三者が正当な事由によってその登記があることを知らなかったときは、同様とする。

2　故意又は過失によって不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもって善意の第三者に対抗することができない。

（変更の登記及び消滅の登記）

第十条　この編の規定により登記した事項に変更が生じ、又はその事項が消滅したときは、当事者は、遅滞なく、変更の登記又は消滅の登記をしなければならない。

第四章　商号

（商号の選定）

第十一条　商人（会社及び外国会社を除く。以下この編において同じ。）は、その氏、氏名その他の名称をもってその商号とすることができる。

2　商人は、その商号の登記をすることができる。

（他の商人と誤認させる名称等の使用の禁止）

第十二条　何人も、不正の目的をもって、他の商人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

2　前項の規定に違反する名称又は商号の使用によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある商人は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

（過料）

第十三条　前条第一項の規定に違反した者は、百万円以下の過料に処する。

（自己の商号の使用を他人に許諾した商人の責任）

第十四条　自己の商号を使用して営業又は事業を行うことを他人に許諾した商人は、当該商人が当該営業を行うものと誤認して当該他人と取引をした者に対し、当該他人と連帯して、当該取引によって生じた債務を弁済する責任を負う。

（商号の譲渡）

第十五条　商人の商号は、営業とともにする場合又は営業を廃止する場合に限り、譲渡することができる。

2　前項の規定による商号の譲渡は、登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

（営業譲渡人の競業の禁止）

第十六条　営業を譲渡した商人（以下この章において「譲渡人」という。）は、当事者の別段の意思表示がない限り、同一の市町村（東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区。以下同じ。）の区域内及びこれに隣接する市町村の区域内においては、その営業を譲渡した日から二十年間は、同一の営業を行ってはならない。

2　譲渡人が同一の営業を行わない旨の特約をした場合には、その特約は、その営業を譲渡した日から三十年の期間内に限り、その効力を有する。

3　前二項の規定にかかわらず、譲渡人は、不正の競争の目的をもって同一の営業を行ってはならない。

（譲渡人の商号を使用した譲受人の責任等）

第十七条　営業を譲り受けた商人（以下この章において「譲受人」という。）が譲渡人の商号を引き続き使用する場合には、その譲受人も、譲渡人の営業によって生じた債務を弁済する責任を負う。

2　前項の規定は、営業を譲渡した後、遅滞なく、譲受人が譲渡人の債務を弁済する責任を負わない旨を登記した場合には、適用しない。営業を譲渡した後、遅滞なく、譲受人及び譲渡人から第三者に対しその旨の通知をした場合においても、その通知を受けた第三者についても、同様とする。

3　譲受人が第一項の規定により譲渡人の債務を弁済する責任を負う場合には、譲渡人の債務の弁済する責任は、営業を譲渡した日後二年以内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。

4　第一項に規定する場合において、譲渡人の営業によって生じた債権について、その譲受人にした弁済は、弁済者が善意でかつ重大な過失がないときは、その効力を有する。

（譲受人による債務の引受け）

第十八条　譲受人が譲渡人の商号を引き続き使用しない場合においても、譲渡人の営業によって生じた債務を引き受ける旨の広告をしたときは、譲渡人の債権者は、その譲受人に対して弁済の請求をすることができる。

2　譲受人が前項の規定により譲渡人の債務を弁済する責任を負う場合には、譲渡人の責任

は、同項の広告があった日後二年以内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。

第五章　商業帳簿

第十九条　商人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2　商人は、その営業のために使用する財産について、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な商業帳簿（会計帳簿及び貸借対照表をいう。以下この条において同じ。）を作成しなければならない。

3　商人は、帳簿閉鎖の時から十年間、その商業帳簿及びその営業に関する重要な資料を保存しなければならない。

4　裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、商業帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。

第六章　商業使用人

（支配人）

第二十条　商人は、支配人を選任し、その営業所において、その営業を行わせることができる。

（支配人の代理権）

第二十一条　支配人は、商人に代わってその営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2　支配人は、他の使用人を選任し、又は解任することができる。

3　支配人の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（支配人の登記）

第二十二条　商人が支配人を選任したときは、その登記をしなければならない。支配人の代理権の消滅についても、同様とする。

（支配人の競業の禁止）

第二十三条　支配人は、商人の許可を受けなければ、次に掲げる行為をしてはならない。

一　自ら営業を行うこと。

二　自己又は第三者のためにその商人の営業の部類に属する取引をすること。

三　他の商人又は会社若しくは外国会社の使用人となること。

四　会社の取締役、執行役又は業務を執行する社員となること。

2　支配人が前項の規定に違反して同項第二号に掲げる行為をしたときは、当該行為によって支配人又は第三者が得た利益の額は、商人に生じた損害の額と推定する。

（表見支配人）

第二十四条　商人の営業所の営業の主任者であることを示す名称を付した使用人は、当該営業所の営業に関し、一切の裁判外の行為をする権限を有するものとみなす。ただし、相手方が悪意であったときは、この限りでない。

（ある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人）

第二十五条　商人の営業に関するある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人は、当該事項に関する一切の裁判外の行為をする権限を有する。

2　前項の使用人の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（物品の販売等を目的とする店舗の使用人）

第二十六条　物品の販売等（販売、賃貸その他これらに類する行為をいう。以下この条において同じ。）を目的とする店舗の使用人は、その店舗に在る物品の販売等をする権限を有するものとみなす。ただし、相手方が悪意であったときは、この限りでない。

第七章　代理商

（通知義務）

第二十七条　代理商（商人のためにその平常の営業の部類に属する取引の代理又は媒介をする者で、その商人の使用人でないものをいう。以下この章において同じ。）は、取引の代理又は媒介をしたときは、遅滞なく、商人に対して、その旨の通知を発しなければならない。

（代理商の競業の禁止）

第二十八条　代理商は、商人の許可を受けなければ、次に掲げる行為をしてはならない。

一　自己又は第三者のためにその商人の営業の部類に属する取引をすること。

二　その商人の営業と同種の事業を行う会社の取締役、執行役又は業務を執行する社員となること。

2　代理商が前項の規定に違反して同項第一号に掲げる行為をしたときは、当該行為によって代理商又は第三者が得た利益の額は、商人に生じた損害の額と推定する。

（通知を受ける権限）

第二十九条　物品の販売又はその媒介の委託を受けた代理商は、第五百二十六条第二項の通知その他売買に関する通知を受ける権限を有する。

（契約の解除）

第三十条　商人及び代理商は、契約の期間を定めなかったときは、二箇月前までに予告し、その契約を解除することができる。

2　前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、商人及び代理商は、いつでもその契約を解除することができる。

（代理商の留置権）

第三十一条　代理商は、取引の代理又は媒介をしたことによって生じた債権の弁済期が到来しているときは、その弁済を受けるまでは、商人のために当該代理商が占有する物又は有価証券を留置することができる。ただし、当事者が別段の意思表示をしたときは、この限りでない。

第八章　雑則

第三十二条　この法律の規定により署名すべき場合には、記名押印をもって、署名に代えることができる。

第三十三条から第五百条まで　削除

○刑法

〔明治四十年四月二十四日法律第四十五号〕
〔総理・各省大臣副署〕

最終改正 平成一九年五月二三日法律第五四号（第一四次改正）

朕帝国議会ノ協賛ヲ経タル刑法改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
刑法別冊ノ通之ヲ定ム
此法律施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
〔明治四一年六月勅令一六三号により、明治四一・一〇・一から施行〕

明治十三年第三十六号布告刑法ハ此法律施行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス

（別冊）

刑法

目次

第一編　総則（第一条―第八条）
第一章　通則（第九条―第二十一条）
第二章　刑（第二十二条―第二十四条）
第三章　期間計算（第二十五条―第二十七条）
第四章　刑の執行猶予（第二十八条―第三十条）
第五章　仮釈放（第二十八条―第三十条）
第六章　刑の時効及び刑の消滅（第三十一条―第三十四条の二）
第七章　犯罪の不成立及び刑の減免（第三十五条―第四十二条）
第八章　未遂罪（第四十三条・第四十四条）
第九章　併合罪（第四十五条―第五十五条）
第十章　累犯（第五十六条―第五十九条）
第十一章　共犯（第六十条―第六十五条）
第十二章　酌量減軽（第六十六条・第六十七条）
第十三章　加重減軽の方法（第六十八条―第七十二条）
第二編　罪
第一章　削除
第二章　内乱に関する罪（第七十七条―第八十条）
第三章　外患に関する罪（第八十一条―第八十九条）
第四章　国交に関する罪（第九十条―第九十四条）
第五章　公務の執行を妨害する罪（第九十五条―第九十六条の三）
第六章　逃走の罪（第九十七条―第百二条）
第七章　犯人蔵匿及び証拠隠滅の罪（第百三条―第百五条の二）
第八章　騒乱の罪（第百六条・第百七条）
第九章　放火及び失火の罪（第百八条―第百十八条）
第十章　出水及び水利に関する罪（第百十九条―第百二十三条）
第十一章　往来を妨害する罪（第百二十四条―第百二十九条）
第十二章　住居を侵す罪（第百三十条―第百三十二条）
第十三章　秘密を侵す罪（第百三十三条）
第十四章　あへん煙に関する罪（第百三十五条―第百三十六条）
第十五章　飲料水に関する罪（第百四十二条―第百四十七条）
第十六章　通貨偽造の罪（第百四十八条―第百五十三条）
第十七章　文書偽造の罪（第百五十四条―第百六十一条の二）
第十八章　有価証券偽造の罪（第百六十二条・第百六十三条）
第十八章の二　支払用カード電磁的記録に関する罪（第百六十三条の二―第百六十三条の五）
第十九章　印章偽造の罪（第百六十四条―第百六十八条）
第二十章　偽証の罪（第百六十九条―第百七十一条）
第二十一章　虚偽告訴の罪（第百七十二条・第百七十三条）
第二十二章　わいせつ、姦淫及び重婚の罪（第百七十四条―第百八十四条）
第二十三章　賭博及び富くじに関する罪（第百八十五条―第百八十七条）
第二十四章　礼拝所及び墳墓に関する罪（第百八十八条―第百九十二条）
第二十五章　汚職の罪（第百九十三条―第百九十八条）
第二十六章　殺人の罪（第百九十九条―第二百三条）
第二十七章　傷害の罪（第二百四条―第二百八条の三）
第二十八章　過失傷害の罪（第二百九条―第二百十一条）
第二十九章　堕胎の罪（第二百十二条―第二百十六条）
第三十章　遺棄の罪（第二百十七条―第二百十九条）
第三十一章　逮捕及び監禁の罪（第二百二十条・第二百二十一条）
第三十二章　脅迫の罪（第二百二十二条・第二百二十三条）
第三十三章　略取、誘拐及び人身売買の罪（第二百二十四条―第二百二十九条）
第三十四章　名誉に対する罪（第二百三十

第三十五章　信用及び業務に対する罪（第二百三十三条―第二百三十四条の二）
第三十六章　窃盗及び強盗の罪（第二百三十五条―第二百四十五条）
第三十七章　詐欺及び恐喝の罪（第二百四十六条―第二百五十一条）
第三十八章　横領の罪（第二百五十二条―第二百五十五条）
第三十九章　盗品等に関する罪（第二百五十六条・第二百五十七条）
第四十章　毀棄及び隠匿の罪（第二百五十八条―第二百六十四条）

第一編　総則

第一章　通則

（国内犯）

第一条　この法律は、日本国内において罪を犯したすべての者に適用する。

2　日本国外にある日本船舶又は日本航空機内において罪を犯した者についても、前項と同様とする。

（すべての者の国外犯）

第二条　この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯したすべての者に適用する。

一　削除

二　第七十七条から第七十九条まで（内乱、予備及び陰謀、内乱等幇助）の罪

三　第八十一条（外患誘致）、第八十二条（外患援助）、第八十七条（未遂罪）及び第八十八条（予備及び陰謀）の罪

四　第百四十八条（通貨偽造及び行使等）の罪及びその未遂罪

五　第百五十四条（詔書偽造等）、第百五十五条（公文書偽造等）、第百五十七条（公正証書原本不実記載等）、第百五十八条（偽造公文書行使等）及び公務所又は公務員によって作られるべき電磁的記録に係る第百六十一条の二（電磁的記録不正作出及び供用）の罪

六　第百六十二条（有価証券偽造等）及び第百六十三条（偽造有価証券行使等）の罪

七　第百六十三条の二から第百六十三条の五まで（支払用カード電磁的記録不正作出等、不正電磁的記録カード所持、支払用カード電磁的記録不正作出準備、未遂罪）の罪

八　第百六十四条から第百六十六条まで（御璽偽造及び不正使用等、公印偽造及び不正使用等、公記号偽造及び不正使用等）の罪並びに第百六十四条第二項、第百六十五条第二項及び第百六十六条第二項の罪の未遂罪

（国民の国外犯）

第三条　この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国民に適用する。

一　第百八条（現住建造物等放火）及び第百九条第一項（非現住建造物等放火）の罪、これらの規定の例により処断すべき罪並びにこれらの罪の未遂罪

二　第百十九条（現住建造物等浸害）の罪

三　第百五十九条から第百六十一条まで（私文書等偽造等、虚偽診断書等作成、偽造私文書等行使）及び前条第五号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録に係る第百六十一条の二の罪

四　第百六十七条（私印偽造及び不正使用等）の罪及び同条第二項の罪の未遂罪

五　第百七十六条から第百七十九条まで（強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、集団強姦等、未遂罪）、第百八十一条（強制わいせつ等致死傷）及び第百八十四条（重婚）の罪

六　第百九十九条（殺人）の罪及びその未遂罪

七　第二百四条（傷害）及び第二百五条（傷害致死）の罪

八　第二百十四条から第二百十六条まで（業務上堕胎及び同致死傷、不同意堕胎、不同意堕胎致死傷）の罪

九　第二百十八条（保護責任者遺棄等）の罪及び同条の罪に係る第二百十九条（遺棄等致死傷）の罪

十　第二百二十条（逮捕等致死傷）の罪

十一　第二百二十四条から第二百二十八条まで（未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂罪）の罪

十二　第二百三十条（名誉毀損）の罪

十三　第二百三十五条から第二百三十六条まで（窃盗、不動産侵奪、強盗）、第二百三十八条から第二百四十一条まで（事後強盗、昏酔強盗、強盗致死傷、強盗強姦及び同致死）及び第二百四十三条（未遂罪）の罪

十四　第二百四十六条から第二百五十条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、未遂罪）の罪

十五　第二百五十三条（業務上横領）の罪

十六　第二百五十六条第二項（盗品譲受け等）の罪

（国民以外の者の国外犯）

第三条の二　この法律は、日本国外において日本国民に対して次に掲げる罪を犯した日本国民以外の者に適用する。

一　第百七十六条から第百七十九条まで（強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、集団強姦等、未遂罪）、第百八十一条（強制わいせつ等致死傷）及び第百八十二条（強制わいせつ等致死傷）の罪

二　第百九十九条（殺人）の罪及びその未遂罪

三　第二百四条（傷害）及び第二百五条（傷

害致死）の罪
四　第二百二十条（逮捕及び監禁）及び第二百二十一条（逮捕等致死傷）の罪
五　第二百二十四条から第二百二十八条まで（未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂罪）の罪
六　第二百三十六条（強盗）及び第二百三十八条から第二百四十一条まで（事後強盗、昏酔強盗、強盗致死傷、強盗強姦及び同致死）の罪並びにこれらの罪の未遂罪

第四条　この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国の公務員に適用する。
一　第百一条（看守者等による逃走援助）の罪及びその未遂罪
二　第百五十六条（虚偽公文書作成等）の罪
三　第百九十三条（公務員職権濫用）、第百九十五条第二項（特別公務員暴行陵虐）及び第百九十七条から第百九十七条の四まで（収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あっせん収賄）の罪並びに第百九十五条第二項の罪に係る第百九十六条（特別公務員職権濫用等致死傷）の罪

第四条の二　第二条から前条までに規定するもののほか、この法律は、日本国外において、第二編の罪であって条約により日本国外において犯したときであっても罰すべきものとされているものを犯したすべての者に適用する。

（外国判決の効力）

第五条　外国において確定裁判を受けた者であっても、同一の行為について更に処罰することを妨げない。ただし、犯人が既に外国において言い渡された刑の全部又は一部の執行を受けたときは、刑の執行を減軽し、又は免除する。

（刑の変更）

第六条　犯罪後の法律によって刑の変更があったときは、その軽いものによる。

（定義）

第七条　この法律において「公務員」とは、国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいう。

2　この法律において「公務所」とは、官公庁その他公務員が職務を行う所をいう。

第七条の二　この法律において「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

（他の法令の罪に対する適用）

第八条　この編の規定は、他の法令の罪についても、適用する。ただし、その法令に特別の規定があるときは、この限りでない。

第二章　刑

（刑の種類）

第九条　死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする。

（刑の軽重）

第十条　主刑の軽重は、前条に規定する順序による。ただし、無期の禁錮と有期の懲役とでは禁錮を重い刑とし、有期の禁錮の長期が有期の懲役の長期の二倍を超えるときも、禁錮を重い刑とする。

2　同種の刑は、長期の長いもの又は多額の多いものを重い刑とし、長期又は多額が同じであるときは、短期の長いもの又は寡額の多いものを重い刑とする。

3　二個以上の死刑又は長期若しくは多額及び短期若しくは寡額が同じである同種の刑は、犯情によってその軽重を定める。

（死刑）

第十一条　死刑は、刑事施設内において、絞首して執行する。

2　死刑の言渡しを受けた者は、その執行に至るまで刑事施設に拘置する。

（懲役）

第十二条　懲役は、無期及び有期とし、有期懲役は、一月以上二十年以下とする。

2　懲役は、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる。

（禁錮）

第十三条　禁錮は、無期及び有期とし、有期禁錮は、一月以上二十年以下とする。

2　禁錮は、刑事施設に拘置する。

（有期の懲役及び禁錮の加減の限度）

第十四条　死刑又は無期の懲役若しくは禁錮を減軽して有期の懲役又は禁錮とする場合において、その長期を三十年とする。

2　有期の懲役又は禁錮を加重する場合においては三十年にまで上げることができ、これを減軽する場合においては一月未満に下げることができる。

（罰金）

第十五条　罰金は、一万円以上とする。ただし、これを減軽する場合においては、一万円未満に下げることができる。

（拘留）

第十六条　拘留は、一日以上三十日未満とし、刑事施設に拘置する。

（科料）

第十七条　科料は、千円以上一万円未満とする。

（労役場留置）

第十八条　罰金を完納することができない者は、一日以上二年以下の期間、労役場に留置する。

2　科料を完納することができない者は、一日以上三十日以下の期間、労役場に留置する。

3　罰金を併科した場合又は科料と併科した場合における留置の期間は、三年を超えることができない。科料を併科した場合に